

公的資金補償金免除繰上償還の概要

従来、政府資金（財政融資資金・公営企業金融公庫資金・簡易生命保険資金）に関して繰上償還を行う際には、償還期限分の予定利子相当額を補償金として支払わなければなりませんでしたが、今年度よりこの補償金の支払い義務が撤廃され、補償金を支払わず繰上償還を行うことができるよう法改正が行われました。

国が定める繰上償還実施期間は平成19年度から平成21年度の3カ年とし、繰上償還の対象となる借入利息は5%以上のもので、年度ごとに区分された対象利率の起債を繰上償還できることとなりました。

なお、繰上償還を行う条件として、財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定する必要があります。

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱（抜粋）

地方財政法附則第33条の9及び地方交付税法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく年利5%以上の旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金(平成4年5月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る)又は公営企業金融公庫資金(平成5年8月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る)の繰上償還について、別途定める財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合において、下記の条件を充たすものを対象とするものとする。

ただし、旧資金運用部資金又は旧簡易生命保険資金については、財政力指数が1.0以上の団体は対象としない。

1. 藤岡市における対象となる会計

- (1) 普通会計債
 - ・ 一般会計
 - ・ 住宅新築資金等貸付事業特別会計

 - (2) 公営企業債
 - ・ 下水道事業特別会計
 - ・ 簡易水道等特別会計
 - ・ 水道事業会計
 - ・ 国民健康保険鬼石病院事業会計
- 一部事務組合・・・多野藤岡医療事務市町村組合